

「新エネルギー等率先導入推進事業」を活用した北海道栽培漁業伊達センター LED照明導入事業プロポーザル企画提案業務指示書

1 業務概要

(1) 業務名：「北海道栽培漁業伊達センターLED照明導入事業」

(2) 業務目的

本業務は、北海道栽培漁業伊達センターにおける省エネルギーを推進するため、LED照明の導入と、当該施設における省エネ・新エネ改修工事及び地域における省エネ・新エネ推進に関する普及啓発活動を実施し、環境エネルギー関連市場の拡大を図る。

(3) 履行期間：契約の日から令和2年（2020年）2月28日まで

但し設計については、令和元年（2019年）9月30日までに終了し、道の確認を受けること。

(4) 履行場所

北海道栽培漁業伊達センター（所在地：北海道伊達市長和町234番1）

(5) 予算上限額

- ① 調査設計関連業務 1,540千円
- ② 工事関連業務 37,950千円
- ③ 事業PR関連業務 300千円

2 基本要件

I 工事関連業務

(1) 省エネルギー設備の導入

本体棟（飼育、新魚、餌料培養、ナンノクロロプシス、管理の各ゾーン）及び外構等の視察者が通過する共有部（別紙1）の照明環境を、LED照明等の器具で再構築を行うことで、省エネルギー化を図る改修案を策定し、その設計及び施工を実施すること。

(2) 設計及び施工にあたっての留意点

- ① 設計及び施工にあたっては、基本仕様以上の機能性、環境性を確保するとともに、経済性（省エネ効果、耐用年数、維持管理コスト）となるよう、最適な機器と手法を採用する。
- ② 設計時には、現況の照度を調査するとともに、改修後も現況と同等程度の照度を確保できるよう、機器の選定及び配置を検討すること。
- ③ 施工にあたっては、円滑かつ安全に遂行させ、契約期間内に確実に完了できるよう、適切な施工管理を行うこと。

また、センター内の環境を考慮し、騒音対策や安全対策に万全を期すこと。

II 事業PR関連業務

(1) 内覧会等の実施

省エネや環境に配慮した設備への関心を喚起するとともに、他の施設が導入に取り組むことが可能な省エネノウハウに関する内覧会や地域住民への説明等を、工事完成後から業務完了日までの間に実施すること。

(2) その他付帯的サービスの実施

地域の特性や施設の機能に応じた環境への配慮、省エネルギーの推進に資する付帯的サービスの実施。

- ・省エネ効果の「見える化」手法の導入（「省エネナビ」の活用や省エネ診断の実施等）

3 調査・設計にあたっての配慮事項

「2のⅠ 工事関連業務」の調査・設計にあたっては、次の点に配慮すること。

- ・メンテナンス性を考慮し、現在の照明と比較し維持管理の省力化を図ること。

4 施工期間の指定

「2のⅠ 工事関連業務」は、次の期間内で施工実施すること。

記載のない箇所については、発注者と協議の上決定すること。

契約日から令和元年（2019年）12月27日までとする。

特に搬出入・機器の設置等において、騒音や危険が予想される業務は、次の期間に集中して実施すること。

令和元年（2019年）10月1日～12月27日（88日間）

5 プロポーザルの審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

北海道水産林務部に審査委員会を設置し、参加表明書の提出により参加表明し、参加資格があると認められた者から提出された企画提案の内容を審査して、最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補とする。

① 提出された企画提案書については、ヒアリングを実施する。

② ヒアリングの日時及び場所については別途通知する。

なお、ヒアリングに参加しなかった場合は、選定から除外する。

③ ヒアリングで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加資料の配付は認めない。

④ 提案者が10者を超えた場合は、審査会による書類選考により上位5者を選定し、選定した5者に対し委員によるヒアリングを行い総合的な審査を行う。

(2) 審査基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

I 業務担当者の経験及び能力

① コンソーシアム構成員の事業内容及びこれまでの事業実績から見た受注能力。

② 業務遂行に当たってのコンソーシアム内及び構成員内の人員配置・実施体制

II 企画提案の内容（業務の実施方針及び手法も含む）

ア 工事関連業務

① 設計及び施工にあたって、基本仕様以上の機能性、環境性を確保しているか。

② 経済性（省エネ効果、耐用年数、維持管理コスト）を考慮し、最適な機器と手法を採用しているか。

③ メンテナンス性を考慮し、現在の照明と比較し維持管理の省力化が図られているか。

④ 施工管理にあたって、施工を円滑かつ安全に遂行し、契約期間内に確実に完了させるための方策が講じられているか。

⑤ 採用する設備機器の長期信頼性及びアフターサービスが充実しているか。

イ 事業PR関連業務

① 地域における新エネ・省エネ推進への関心を高めるための手法が、効果的で実効性があり、将来的にも継続可能なものとなっているか。

② 付带的サービスが、地域の特性や施設の機能に応じた環境への配慮や省エネルギーの推進に繋がる効果的で実効性のあるものとなっているか。

(例) 省エネ効果の「見える化」手法の導入（「省エネナビ」の活用や省エネ診断の実施等）

6 契約期間

契約の日から令和2年（2020年）2月28日まで

なお、2 I の業務のうち、設計については、令和元年（2019年）9月30日まで

7 成果品の提出

(1) 工事関連業務（上記2 I の業務）

北海道建設部発注の営繕工事に準じ、契約締結までに提示する。

(2) 普及啓発関連業務（上記2 II の業務）

成果報告書（3部（A4版））

成果報告書の電子データ（CD-ROM若しくはDVD-ROM）を正副2枚）

8 業務上の留意事項

- (1) 受注者は契約後、作業工程を記載した業務処理計画書を作成し提出するとともに、発注者と綿密に打ち合わせ、進捗に応じて都度必要な情報提供を行う等、当該業務を適正に執行すること。
- (2) 受注者は、発注者の指示に誠意を持って適正に対応するとともに、業務の実施に際し、不明な点が生じた場合は、その都度発注者と協議を行い、事業の円滑な実施に努めること。
- (3) 受注者は、当該業務の実施に際し入手・利用した情報等を発注者に提供するとともに、当該業務の成果品に関して生ずる著作権等は原則として発注者に帰属すること。
- (4) 契約後、受注者は、当該業務に関連して道が保有する資料等を借用できるが、この場合、借用状況を道に明示するとともに、業務終了後、直ちに返却すること。
- (5) 配置予定の主任責任者が、CORINS（公共機関や、公益民間企業が発注した公共工事の内容を、その工事を受注した企業がコリンズ・テクリスセンターに登録し、その登録された工事内容をコリンズ・テクリスセンターがデータベース化して、発注機関および受注企業へ情報提供しているもの。）等により、他の工事の管理技術者、主任技術者の専任になる等、専任制について違反となる事実が認められる場合は、契約を締結しない。

改修箇所	改修内容																																							
本 飼育ゾーン (改修必須)	<p>壁面等に設置されている既存投光器(メタルハイドランプ400W型)36灯及び柱等に設置されている既存投光器(メタルハイドランプ250W型)25灯をLED投光器等に更新すること。(台数の増減可)</p> <p>飼育ゾーンではマツカワやマボヤの種苗生産が行われていることから、これらの種苗生産活動に影響しないよう、施工すること。</p> <p>なお、飼育ゾーンのうち、保管庫1、車両保管庫、保管庫1上部、管理ゾーン上部、インフラモール上部のLED化は必須としないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="392 613 1391 752"> <thead> <tr> <th></th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マツカワ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td></td> </tr> <tr> <td>マボヤ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>点灯時間 14h/日(3月～9月)、1h/日(10月～2月)、</p>		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	マツカワ							→				←		マボヤ							←				→	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																												
マツカワ							→				←																													
マボヤ							←				→																													
体 親魚ゾーン (改修必須)	<p>壁面等に設置されている既存投光器(メタルハイドランプ400W型)9灯及び柱等に設置されている既存投光器(メタルハイドランプ250W型)6灯をLED投光器等に更新すること。(台数の増減可)</p> <p>また、水槽上部照明吊り材に設置されている既存投光器(メタルハイドランプ400W型)10灯をLED投光器等に更新すること。</p> <p>親魚ゾーンではマツカワの親魚が周年飼育されていることから、飼育作業に支障を来さないよう、騒音の抑制及び足場の仮設に配慮し施工すること。特に11月以降は採血作業が行われるため、親魚ゾーンの工事施工を10月中に完了できるよう配慮すること。</p> <p>点灯時間 1h/日、365日/年</p>																																							
棟 餌料培養ゾーン (改修必須)	<p>壁面等に設置されている既存投光器(メタルハイドランプ400W型)6灯及び柱等に設置されている既存投光器(メタルハイドランプ250W型)6灯をLED投光器等に更新すること。(台数の増減可)</p> <p>餌料培養ゾーンではワムシやアルテミアといった餌料培養及びマボヤの種苗生産が行われていることから、これらの培養作業に影響しないよう、施工すること。</p> <p>なお、餌料培養ゾーンのうち、前室、検査準備室、女子トイレ、男子トイレ、保管庫2、拡大培養室、保管庫2上部のLED化は必須としないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="392 1724 1391 1863"> <thead> <tr> <th></th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>餌料培養</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td></td> </tr> <tr> <td>マボヤ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>点灯時間 14h/日(2月～7月)、1h/日(8月～1月)</p>		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	餌料培養							→				←		マボヤ							←				→	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																												
餌料培養							→				←																													
マボヤ							←				→																													

改修箇所		改修内容																										
本 棟	ナノクロ ロプシス ゾーン (改修必須)	<p>壁面等に設置されている既存投光器(メタルハイドランプ400W型)20灯及び柱等に設置されている既存投光器(メタルハイドランプ250W型)8灯をLED投光器等に更新すること。(台数の増減可)</p> <p>ナノクロロプシスゾーンでは藻類の培養が行われていることから、これらの培養作業に影響しないよう、施工すること。</p> <p>なお、ナノクロロプシスゾーンについては、定量的なコストの縮減効果は求めない。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td></td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>ナノクロロプス</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td></td> </tr> </table> <p>※曇天時に天然光が採光できない場合のみ点灯していることから、点灯時間等は提示しない。</p>		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	ナノクロロプス							→				←	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3															
ナノクロロプス							→				←																	
	管理ゾーン	<p>会議室や事務室等に設置されている既存照明のうち、省エネルギーに資する箇所の照明をLED化すること。(台数の増減可)</p> <p>なお、事務室には当センターの館内放送や電話交換機、リモコンスイッチを終了した複合盤が設置されていることから、夜間や緊急時においても機能に支障を来さないよう、照明計画を策定すること。</p> <p>なお、管理ゾーンについては、定量的なコストの縮減効果は求めない。</p> <p>※既に消灯等の節電対策が実施されていることから、点灯時間等は提示しない。</p>																										
屋 外	街路灯 (改修必須)	<p>センター敷地内に設置されている既存外灯(ナトリウムランプ220W型)7灯をLED照明等に更新すること。</p> <p>点灯時間12h/日、365日/年</p>																										